

議会広報に 関する アンケートを 実施

市議会では、市議会だよりおよび市ホームページに関連情報をお伝えしています。

今回、市民の皆さんの意見を今後の議会広報に生かしていくため、12月上旬に郵送でアンケートを実施します。

アンケートの結果は、広報協議会での資料として参考にさせていただきます。

対象 平成28年11月1日現在18歳以上で、住民基本台帳から無作為に抽出した方2千人

回答方法 アンケート用紙の質問に回答のうえ、同封の返信用封筒に入れて返送してください。

問合せ 議会事務局 ☎042-387-9947

市議会の傍聴に お越しく下さい 12月4日は日曜議会

市議会では、平日に仕事などで傍聴に來られない方も、会議が実際にどのような行われているかを知っていただくため、日曜議会を開催します。

とき 12月4日(日) 午前10時から

内容 本会議(一般質問) ※あらかじめ通告した議員が行う市政全般についての質問です。質問内容は、12月1日から、市ホームページに掲載します。

その他 手話通訳あり
市議会の傍聴はどなたでもできますが、議会事務局で簡単な手続きが必要です。

また、議会の日程、議案など詳しくは、お問い合わせください。

立候補を予定している方へ 市議会議員選挙の説明会 を開催

任期満了による市議会議員選挙は、3月26日(日)に行われます。

この選挙の立候補届出等に関する説明会を開催します。立候補を予定している方は、ご出席ください。

対象 平成28年11月1日現在18歳以上で、住民基本台帳から無作為に抽出した方2千人

回答方法 アンケート用紙の質問に回答のうえ、同封の返信用封筒に入れて返送してください。

問合せ 議会事務局 ☎042-387-9947

政治家の寄附は禁止です 寄附禁止のルールを守って 明るい選挙の実現を

東京都選挙管理委員会、市選挙管理委員会および明るい選挙推進協議会では、12月1月を中心、「政治家の寄附禁止」の啓発活動を行います。

政治家は贈りない
有権者は求めない

お歳暮や年末年始のあいさつ等、つきあいの多い季節になりましたが、政治家(候補者、候補者になろうとしている者)および現に公職にある者(選挙区内の人にお金や品物を贈ることは、法律で禁止されています。

また、私たちが政治家に寄附を求めることも禁止されています。

問合せ 選挙管理委員会事務局 ☎042-387-9988

後期高齢者医療制度 ジェネリック医薬品 差額通知を送付

現在処方されている薬をジェネリック医薬品へ切り替えた場合、自己負担額がどれくらい軽減できるかがわかる通知を12月中旬に送付します。

ジェネリック医薬品とは、先発医薬品の特許期間終了後に製造されるため、先発医薬品と比べて価格が安くなっています。新薬と同一の有効成分を同一量含み、有効性や品質、安全性が同等な医薬品です。

対象 生活習慣病等の医薬品が処方されている方で、薬代が一定額以上軽減されると見込まれる方

※ すべての被保険者に送付するものではありません。

問合せ ジェネリック医薬品通知サポートデスク ☎0120-963-322

市税の申告は電子申告サービス eLTAX(エルタックス)をご利用ください

インターネットを利用した電子申告サービス「eLTAX(エルタックス)」による市税の電子申告を受け付けています。

電子申告ができる申告は次
個人住民税Ⅱ給与支払報告書の提出、給与所得者異動届出書、特別徴収への切替申請書の提出など(市民税・都民税申告書の提出はできません)

法人市民税Ⅱ 確定申告、修正申告(電子申告)

問合せ 電子申告サービスデスク ☎042-387-9988

確定申告、修正申告(電子申告)

不用品交換 常設コーナー

資源の節約、ごみの減量のため、家庭で使用しなくなった不用品を紹介するコーナーを設置しています。



対象品 家具、電気製品、一般機器、幼児用品などで破損していないもの

利用方法 直接、経済課(市役所第二庁舎4階)へお申し込みください。登録カードを不用品交換コーナーに掲示して紹介します(掲示は4か月間)。当事者間で直接交渉し、必ず交渉結果をご連絡ください。

問合せ 経済課消費生活係 ☎042-387-9988

固定資産税(償却資産)申告書の提出、修正申告

固定資産税(償却資産)申告書の提出、修正申告

詳細は、eLTAXホームページ (http://www.eitax.jp) をご覧ください。

問合せ (一社) 地方税電子化協議会ヘルプデスクナビダイヤル ☎0570-0081

問合せ IP電話・PHS ☎03-55500-701

問合せ 市民税課諸税係 ☎042-387-9982

固定資産税の 減額制度

〈耐震改修工事に伴う減額〉

一定の要件を満たす耐震改修工事を行った既存住宅の翌年度分(通行障害既存耐震不適格建築物であった場合は、改修後2年度分)の固定資産税(家屋分)を申告により、2分の1減額します。

対象 次のすべての要件を満たす住宅

昭和57年1月1日以前に建てられた住宅

平成18年1月1日～30年3月31日に現行の耐震基準に適合した一定の耐震改修工事を実施したもの

対象床面積 1戸当たり100平方メートル以上

必要書類 現行の耐震基準に適合した工事であることの証明書(地方公共団体、建築士、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関、住宅瑕疵担保責任保険法人が証明したもの)、工事費50万円超を証した領収書等

申告期限 原則改修工事後3か月以内

〈バリアフリー改修工事に伴う減額〉
一定の要件を満たすバリアフリー改修工事を行った既存住宅の翌年度分の固定資産税(家屋分)を申告により、3分の1減額します。

対象 次のすべての要件を満たす住宅

平成20年1月1日以前に建てられた住宅(賃貸住宅を除く)

対象 次のすべての要件を満たす住宅

新築された日から10年以上を経過した住宅(賃貸住宅を除く)

平成19年4月1日～30年3月31日に改修工事を実施したもの

改修後の住宅の床面積が50平方メートル以上

次のいずれかで、補助金等を除く自己負担額が50万円超の工事を実施したもの

廊下の拡張、階段の勾配の緩和、浴室の改良、トイレの改良、手すりの取り付け、床の段差の解消、引き戸への取り替え、床表面の滑り止め

次のいずれかの方が居住していること

65歳以上の方(工事を完了翌年の1月1日現在)、要介護・要支援の認定を受けている方、障がい認定を受けている方

対象床面積 1戸当たり100平方メートル以上

必要書類 工事明細書など工事の内容が確認できるもの、工事費50万円超を証した領収書、要支援・要介護または障がい認定を受けている方は介護保険被保険者証または障害者手帳等

申告期限 原則改修工事後3か月以内

〈省エネ改修工事に伴う減額〉
一定の要件を満たす省エネ改修工事(熱損失防止改修工事)をした住宅の翌年度分の固定資産税(家屋分)を申告により、3分の1減額します。

対象 次のすべての要件を満たす住宅

平成20年1月1日以前に建てられた住宅(賃貸住宅を除く)

平成20年4月1日～30年3月31日に改修工事を実施したもの

〈長期優良住宅建築に伴う減額〉

一定の要件を満たす長期優良住宅認定を受けた新築住宅について、申告により5年度分(建築確認申請書で3階建て以上の中高層耐火、準耐火住宅と確認できるものは7年度分)の固定資産税(家屋分)を減額します。

対象 次のすべての要件を満たす新築住宅

長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定される基準に基づき、東京都により認定を受けているもの

平成21年6月4日～30年3月31日に建築されたもの

1戸あたりの居住面積が50平方メートル以上200平方メートル以下(二戸建て以外の貸家は40平方メートル以上200平方メートル以下)

※ 併用住宅は、居住部分の床面積が家屋の床面積の2分の1以上であること

減額範囲 居住部分の床面積120平方メートル以下を限度として、当該家屋の固定資産税の2分の1を減額

必要書類 認定長期優良住宅を証する書類またはその写し

申告期限 新築した年の翌年の1月31日まで(土曜・日曜・祝日を除く)

その他 長期優良住宅の認定については、東京都多摩建築指導事務所建築指導第二課 ☎042-404-2154 にお問い合わせください。

◆ 共通 ◆

申告書配布 資産税課で配布するほか、市ホームページからダウンロードできます。

注意事項 新築軽減などの他の減額措置と同時に適用はできません。(バリアフリー改修工事と省エネ改修工事は、同時に適用できません)

申告方法 市所定の申告書に必要事項を明記し、必要書類を添えて、資産税課家屋係へ。

その他 固定資産税の減額以外にも、住宅改修を支援する次のような制度があります。

木造住宅耐震改修助成金

まちづくり推進課住宅係 ☎042-387-9986

重度障害(下肢または体幹)の方への住宅設備改善支援

自立生活支援課相談支援係 ☎042-387-9984

自立支援のための住宅改修

介護福祉課高齢福祉係 ☎042-387-9984

介護福祉課介護保険係 ☎042-387-9982

資産税課家屋係(市役所第二庁舎3階) ☎042-387-9982